

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 19 回一般原則部会の概要

【 日 時 】 平成 15 年 11 月 17 日（月）～21 日（金）

【 場 所 】 パリ（フランス）

【 参 加 】 50 の国及び 19 の国際機関（参加者総数 143 名）

【 概 要 】

1 . 執行委員会の機能・構造及び執行委員会におけるオブザーバー参加資格《議

< 議論の背景 >

1 . 執行委員会の構成（第 26 回総会以前）

メンバー（正式構成員）：議長 1 名、副議長 3 名及び 7 地域から選ばれたメンバー国の代表 7 名

オブザーバー：6 地域調整国

アドバイザー： のそれぞれのメンバーによって同地域から選ばれた 2 名

2 . 第 26 回総会における決定事項

執行委員会の拡大（6 地域調整国をオブザーバーからメンバーに変更）

執行委員会のメンバーでないコーデックス委員会加盟国、政府間機関及び国際非政府機関（INGO）がオブザーバーとして参加することに多くの国が賛成。

3 . 今次一般原則部会での論点

オブザーバーとしての参加国の数を制限するか、すべての加盟国の参加を認めるか。

INGO については、出席者数を制限し、INGO 間で協議して出席する代表者を決定するか（コメント提出等は、すべての INGO に認められる）。

部会の結果

執行委員会の透明性を高める観点から、執行委員会でのオブザーバー参加資格に関しては、わが国は、すべての加盟国に発言権を有するオブザーバーとしての参加を認めるべきであるが、発言の優先度等に一定の制限が加わることはやむを得ないとし、INGO については執行委員会における円滑な審議が妨げられないような配慮は不可欠である旨、主張したが、多くの国は、加盟国・INGO がオブザーバーとして出席した場合には執行委員会の運営が非効率的になるなど、その機能が制約される恐れがあることから、オブザーバーの出席には反対する意見も多く出され、今後さらに検討することとなった。

2. 国際非政府組織（INGO）のオブザーバー参加手続《議題 3(b)、議題 5》

< 議論の背景 >

1. INGO の資格認定手続

INGO は、現行では、コーデックス事務局を通じて FAO 若しくは WHO の事務局長による資格認定を得ることとされているが、執行委員会（又は総会）の資格認定を得ることとすべきとの考え方があり、以下の 3 つの選択肢について検討される。

現行どおり FAO 若しくは WHO の事務局長が決定する。

執行委員会（又は総会）に資格認定権限を与える。

執行委員会に FAO 若しくは WHO 事務局長の資格認定に対する勧告権限を与える。

2. INGO の参加に関する原則の改訂案

以下の 3 点が議論の論点。

INGO の中には、参加者、活動範囲等が 2 カ国のみというものもあり、真に国際的な NGO といえるか疑問な組織があるが、現行では基準が曖昧で排除できない。このため、例えば少なくとも 4～5 カ国で活動している等基準を強化するか、事務局長の審査権限を明確に強化する。

コーデックス委員会に参加することのみを目的として形式的に設立されたのではないと思われるような組織を排除するため、数年間の実質的活動実績を要件とする。

上部組織がオブザーバー資格を有する部会については、下部組織は通常資格を認められないとされているが、下部組織が資格を有している部会に上部組織が資格認定申請を行う場合の手続が明確でなく、このような場合の取扱いを明確化する。

部会の結果

INGO の資格認定手続については、選択肢 を支持する国が多かったが、資格認定基準の検討と合わせ、更に検討することとされた。

INGO の参加に関する原則の改訂案については、わが国は、INGO のオブザーバーとしての参加資格基準を明確にするとの観点から、事務局提案を支持するとともに、多くの国からも INGO の参加資格に関する厳格な基準の設定を求める意見が述べられた。本部会での意見も踏まえ、コーデックス委員会事務局が資格基準案を次期通常部会に提出することとなった。

3．規格管理に係る工程《議題4》

< 議論の背景 >

1．作業優先順位の確立に係る基準の修正

コーデックス委員会における作業について、第25回臨時総会及び第26回総会における作業優先順位づけに関する検討の結果、現行の手続規則第1条に記される責務をそのまま維持することとされたが、優先順位付け評価の判断材料となる「作業優先順位の確立に係る基準」は一般原則部会において見直されることが決まった。

2．規格運用に係る工程（作成手続き作業の見直しを含む）

第26回総会において、戦略的な規格運用機関として、執行委員会を現行どおり維持することが決定され、戦略的計画の策定及び作業評価（critical review）の実施、規格策定についての通常5年を越えない範囲での時間枠の設定、8ステップから成る現行手続の維持等が決定された。これを受けて、今次部会には、「コーデックス規格及び関連文書の作成手続」の改正案が提示された。

部会の結果

作業優先順位の確立に係る基準の修正については、開発途上国から、途上国での必要性を特記すべきという意見が述べられたが、健康や食品安全を優先する考え方がかえって弱められることから反対する意見が大勢を占め、そのようにとりまとめられた。なお、他の国際機関との関係の取扱い等いくつかの論点について、更に検討することとされた。

規格運用に係る工程については、『作業評価』に関し、新規作業のみならず、規格見直しについても適用すること、作業優先順位づけのための基準に照らして規格策定の提案書を作成すること、提案書に盛り込むべき情報等を規定すること等の修正について合意され、次期総会で採択に付されることとなった。